

談 話

本日、栃木県人事委員会は、本年の公民格差に基づき、月例給を平均754円(0.21%)、一時金を0.1月引き上げる給与に関する勧告と、公務運営に関する報告を行った。

2022年人事委員会勧告にあたって栃木県職員労働組合（県職労）は、栃木県高等学校教職員組合（高教組）と連名で人事委員会に対して要求書を提出し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や豚熱の発生等、非常事態への対応も含めて日夜業務に精励する組合員の賃金・労働条件の確保と人員確保・長時間労働是正のため、第三者機関としての役割を果たすよう人事委員会に求めるとともに、公平・公正で客観的な公民比較に基づく給与勧告を求めるなど、交渉を積み重ねてきた。

本年の給与に関する勧告・報告において、月例給を初任給及び若年層が在職する号給に限って引き上げることとされた。若年層の処遇改善は県職労も要求してきた内容であり、最低賃金の引上げや人材確保の観点から一定評価したい。また、一時金について、3年ぶりの引き上げとなったことは組合員の期待に一定程度、応えたものといえる。しかしながら、物価高騰などは全世代に影響を及ぼしており、一時金の支給月数もコロナ禍前の水準まで回復していないなど、我々組合員の生活改善の面からは決して満足 of いくものではない。

公務運営に関する報告では、良好な勤務環境の整備の中で長時間労働の是正に対する人事委員会としての問題認識を示したものの、具体的な対応は任命権者の取り組みを評価するにとどまっており、今後、人事委員会の能動的な対応を期待したい。

働き方改革を実現するためには、人事委員会が主体的・積極的に役割を果たすことが重要であると考えている。職場実態・組合員の声を反映するため、引き続き人事委員会との交渉を進める。

今後、県職労は、10月26日に開催する第354回中央委員会で組合員の声を集約し、今次確定交渉にあたっての要求書を決定する。組合員が引き続き良質な公共サービスを提供し続けるため、賃金水準の改善はもとより、総労働時間の短縮やハラスメントの撲滅、仕事と生活の両立支援など、多岐にわたる労働条件の改善に向けて県当局と交渉し、組合員が団結して各種取り組みを進める決意である。

2022年10月19日

栃木県職員労働組合

中央執行委員長 増山 秀人